

日本の産業の強みである 匠の技と先端技術の融合を もたらすインセンティブ

甘利 明氏 自由民主党筆頭副幹事長 / 衆議院議員

発明者が元の使用者を相手に発明の対価の不足分の支払いを求める訴訟の判決が相次ぐ中、200億円もの報酬の支払いを命じる判決が出た。国家戦略である知的財産戦略の生みの親とも言える衆議院議員・甘利明氏は、この問題をどのようにとらえているのか。

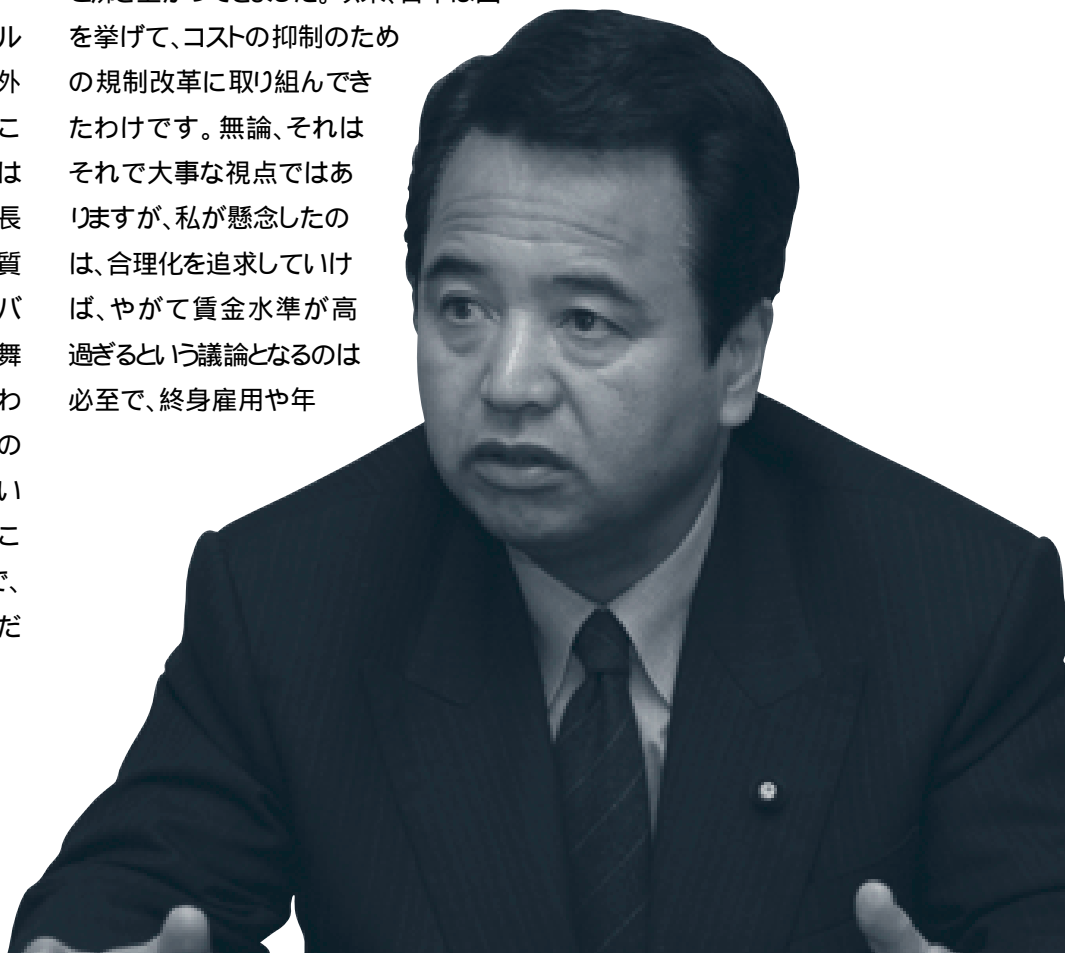
日本は生き残っていけるか

甘利先生は、平成11年に「知的財産制度に関する議員連盟」を立ち上げ、会長を務められるなど、これまで日本の知的財産政策を精力的にリードされてきました。日本の産業競争力における知的財産権の重要性に着目された経緯はどのようなものだったのでしょうか。

甘利 かつての日本の産業のスタイルは「加工改良型」と言われました。海外からベースとなる基本特許を入れ、そこに改良を加えるというもので、わが国はそのパターンを活用することで高度成長を実現しました。労働力の平均的な質の高さを誇りに、製品の品質の高さ、バラツきの少なさを武器として、世界を舞台にした経済競争に打ち克ってきたわけです。しかし、そのパターンが一つの限界を迎えます。アジア諸国の勃興という現実に直面することになった、ということです。私は産業政策にかかわる中で、このままで日本の産業は生き残れるのだ

ろうかという危機感を抱くようになりました。それでも後発国が日本製品より品質の劣る、見栄えの悪いモノを安くつくっているうちは、多少値が張ってもやはり日本製品だ、という定評がありました。後発国が次第に技術力を付けてきている中、日本の高コスト体質を何とか是正しなければならないとの大合唱が澎湃と沸き上がってきました。以来、日本は国を挙げて、コストの抑制のための規制改革に取り組んできたわけです。無論、それはそれで大事な視点ではありますが、私が懸念したのは、合理化を追求していけば、やがて賃金水準が高過ぎるとい議論となるのは必至で、終身雇用や年

功賃金など日本型雇用慣行にメスを入れようということになる。その行き着く先は、賃下げ競争という名の泥沼だろうということでした。賃下げによって高コスト体質を是正するようでは本末転倒です。政治の目的は、国民生活の安定と向上であり、そのような流れを看過するわけにはいきません。そこで私は声を大にし



て、それは日本が目指すべき方向ではない、と主張しました。他のアジア諸国と同じ土俵で競争する限り、人件費の高さからして勝ち目はない。大事なのは、誰も寄り付けない土俵をつくることだ、と。すなわち、オンリーワンの技術を目指すべきであり、加えて、その技術は知的財産権として法的にしっかりとガードしなければならない。必要とあらば、特許使用料を求め、模倣品対策を徹底する。そのようにガードしたオンリーワンの技術を武器にすれば、たとえ世界一の人件費でも必ず国際競争力を維持できる。逆に、その道をとらなければ、コスト競争という消耗戦の中で国力を疲弊させていくしかない。かかる認識の下に、特許を中心とする知的財産権を国家的経済戦略として位置付けていくべく、議員連盟を結成し、同時に当時、休眠状態だった自由民主党の政務調査会の知的財産政策小委員会を立て直そうと、その委員長に就任しました。そして平成14年に工業所有権を中心とする戦略提言「知的財産立国宣言」(7頁・資料参照)を取りまとめ、小泉総理に政策提言したのです。さらに本年1月には、それを補完する第2弾として「『知的財産立国』に向けた著作権戦略『5つの提言』」¹を提言しています。

提言を受け、小泉内閣は知的財産戦略会議を設置し、さまざまな施策を講じています。日本企業の国際競争力、経済もようやく力強い動きを取り戻しつつあるようで、知的財産権の重要性の認識も広く浸透したものと思われませんが、その中で、職務発明制度の問題がとにかく注目されるようになっていきます。とりわけ今年1月、「日亜化学工業事件」の東京地裁の第一審判決では、発明の対価の一部として200億円もの巨額の報酬を発明者に支払うことが命じられ(3頁・資料2参照)、マスコミにも大きく取り上げ

られています。

甘利 青色発光ダイオード²の特許をめぐる事件の判決について、発明者の側は拍手喝采で、これで研究者のモチベーションが上がる、と言う。一方、使用者側からは、あのような巨額の対価を請求されては、とても会社を運営できない。しかも、投資している間のリスクはきちんと見てもらえず、利益が出たときだけ評価される。それではたまらない。安定的な雇用を実現していること、あるいは研究環境を提供していること自体、発明者に対する処遇の一環なのだから、それも対価として加味してもらわなければ困る。そのような意見が出ています。研究する側、雇う側、それぞれの立場で評価が異なることは当然予想されることで、事実、かなりの議論を巻き起こし、国外にもインパクトをもたらした判決です。ただし、一つの判決をもって制度のあり方を論じるべきではないでしょう。支払い命令額として異例の巨額だったのは事実としても、裁判長自ら「本件のような高額の内容は特殊事例」とされています。また、最終的な判決が下りたわけでもありません。

司法の判断についてですが、差し支えない範囲で所感をうかがいたいと思います。

甘利 私もよくコメントを求められますが、その際、一つだけ言えるのは、職務発明についてきちんとしたルールをつくらなければならない、すべての関係者にそれについて覚醒させたことにおいて重大な意味のある判決だった、とだけ申し上げるようにしています。

改正特許法の要点

折りしも今国会で、特許法の改正案(3頁・資料3参照)が提案されていますが、

甘利 まず、従来の特許法の構成ですが、第35条第1項で、特許権を受ける権利は発明者である従業者に帰属するものとし、使用者はその通常実施権を取得できるとしています。また、第2項、第3項で、使用者は、あらかじめ特許権の承継を「契約、勤務規則」などで定めることができるとしており(予約承継)その場合、従業者は「相当の対価」を受ける権利があるとしています。最近の一連の裁判は、従業者が、自分が受け取った報酬は「相当の対価」に満たないとして、不足分の支払いを求め、裁判所がその額を算定しているもので、その仕組みをめぐってさまざまな議論が起きているわけです。

今回の改正法案の特徴は、第1項、第2項の考え方は維持しつつ、労使間の自主的な取り決めをより重視した点にあります。ただし、研究者の側からすれば、使用者より立場が弱いということから、労使の取り決めについて合理性を求めています。具体的には、規定を決める際、従業者の意見を反映することや、基準を開示するなどの手続きを求めたり、対価を決定したりするときは、従業者に説明して、不服があれば異議を述べる機会を与えなければならないとしています。要するに、労使の取り決めが、立場の違いを利用して力づくで交わしたものでなく、双方で内容を確認し、了解した上で結ばれたものである限りにおいては、裁判所もこれを尊重する。これはこれで妥当な仕組みだと思えます。

経営側は、一連の判決がよほどショックだったらしく、いかに合理的な契約を交わしても、それが不合理と見なされ、結局、裁判所で判断されるのではないかと、今回の改正法案に対しても不安を感じている方が多いようです。

甘利 憲法からいっても、裁判を受ける

1 「知的財産立国」に向けた著作権戦略「5つの提言」：平成16年1月16日自由民主党政務調査会知的財産政策小委員会著作権に関するワーキングチームの5つ提言(漫画家・作家等に対する「貸与権」の付与、我が国の音楽CD海外からの「遡流防止措置(いわゆる輸入権)」の導入、権利侵害行為に対する「刑罰」の強化、「海賊版撲滅」に向けた取り組みの一層の強化、コンテンツ

の二次利用促進のための支援強化)

2 青色発光ダイオード：主に窒化ガリウム(GaN)を材料とする発光ダイオードで、電気を通すと青く光る半導体。光三原色のうち、赤と緑は20年以上前に発明されたが、青色の開発は難航していた。電球より省電力で、寿命は半永久的と言われている。

権利は剥奪できませんが、私としても、一連の判決で勢いづき、それまで納得していたはずの研究者まで、駄目でもともと、やるだけやってみよう、そのような濫訴の状況になるのは望ましくないとします。

重要なのは手順です。きちんとしたプロセスを経て交わした契約であって、その額が常識から逸脱したものでなければ、裁判所も尊重するはずで、特許法の改正について国会で審議する際、与党は、「正当な手続きで双方納得して交わされた契約なら、裁判所は尊重するのです」と、国会質問でそう確認する予定です。

常識的な額とは何か、という問題もあると思われますが。

甘利 当然ながら、発明する側は少なければ少ないほど不合理と感じ、雇う側は多ければ多いほど不合理を感じるわけです。大事なことは、裁判官が結論を出すための客観的なモノサシをつくることであって、それさえあれば、証拠という判断材料が少ない中であって、裁判所が一刀両断に極端な結論を出すことはないでしょうし、また、そうであってはならないと思います。法改正を契機に、各社が職務発明規程を見直すなどして、また、その情報が公開されるようになれば、技術をきちんと評価する企業に自ずから優秀な研究者が集まるようになり、いわば市場原理によって「相当の対価」の相場も適正な水準に落ち着くというように、自然とよい方向に向かうものと思います。

全面的に米国のような個別契約に移行すべきである、との意見もあるようです。

甘利 世界に目をやれば、職務発明制度は国によって異なり(3頁・資料4参照)確かに米国などは契約を基本にしています。今回の件について、私も米国商工会議所から面会を求められました

が、このような額を常識として定着させないでほしい、ということなのでしょう。

日本の財界にも、研究者に帰属する、とする第1項を含めて第35条を完全に撤廃し、米国型に移行せよ、と主張される方もいらっしゃいます。しかし、わが国と米国とではそもそもベースとなる雇用環境が全く異なるわけです。米国では、ストックオプションなどを含め、大きな功績を上げた者に対して、日本では考えられないような莫大なリターンを与える。職務発明制度も、そのような雇用制度全体の中に組み込まれています。日本の場合、よい発明をしたから、来月から給料を20倍にするといった処遇はほとんど考えられないわけで、雇用全体との整合性からしても、やはり職務発明の規定は維持する必要があると思われます。

米国などに比べて、日本では技術者が冷遇されていた面もあるのでしょうか。

甘利 研究者には管理職ポストが少ないといった状況があることは否定できないでしょう。そういう意味で、研究者の処遇について問題を提起した意義があると言えます。ただ、総じて日本の研究者は金銭に執着しないと申しますが、多少の経済的な処遇より、意義のある研究に浸れる職場を選ぶ方が多いのではないのでしょうか。長い目で見て、基礎研究を認めてくれる社風だからこの会社に来た、という方が多いように思います。

巧の技と先端技術

加工改良型からオンリーワン型へ構造転換するための研究者の処遇、インセンティブの与え方について、企業の現場も経験されている甘利先生は、いかがお考えでしょうか。

甘利 改良はチームワーク、ブレークス

ルーは一人の天才、よくそのような構図が持ち出されますが、製造業の実態はそう単純ではありません。ブレークスルーのためには当然、ひらめく人間が必要ですが、大勢のチームスタッフが支えて初めてものになるケースがほとんどです。一人の天才を処遇すれば、画期的な事業がどんどん実現するわけではありません。そのようなことから言っても、インセンティブは、個々の使用者が裁量権をもって契約を重視しながら、対応していくしかないと思います。この発明に関してはこの研究者の貢献が突出しているが、こういうチームの支えがあった、それを妥当に評価できるのは、細部まで知り得る当該企業だけです。

独創力とチームプレーを有効な力で組み合わせることが重要であると。

甘利 技術とは、いかに突出した発想があっても、それを現実の作業にブレークダウンする匠の技がなければ完成しません。そして日本のモノづくりは、伝統的な、職人的な技と先端技術が融合しながら一つの研究開発を進めていくところこそ、他の国がなかなか真似のできない強みがあるのです。最近、それについて認識を新たにしました。電子産業と自動車産業の違いについてリサーチしたときのことですが、電子産業は積極的に海外に進出しているが、それに比べて自動車産業は製造拠点をかなり国内に残している。その違いがどこから生まれるのか、関係各位に質問したところ、労使とも回答は同じでした。電気産業はアSEMBリー産業³だから、何より重要なのは部品で、極端に言えば、アパートの一室にパートタイマーを集めても組み立てられる。しかし、自動車はそうはいかない。製造ラインが長大なこともさりながら、個々の先端技術とそれを擦り合わせ

3 アSEMBリー・産業：自動車、電気、電子産業などのように関連産業で生産された半製品や製品を組み立てる産業。

る匠の技とが相まって初めて技術を進歩させられるものだから、高コストの国内でも生き残れる、と。

今、アジアに進出していた製造拠点が日本国内に回帰する動きが一部に現れていますが、オンリーワンの技術を追及する上では望ましい動きであると感じられますか。

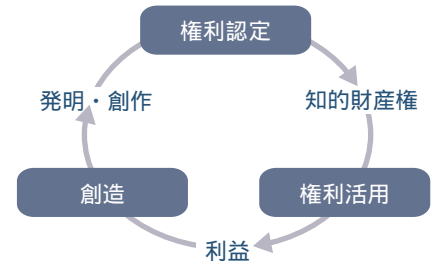
甘利 どうやら日本のモノづくりは、バブル崩壊後、悲観されたほど底の浅いものではないようです。そのよさ、強さを正しく評価することが大事であり、目先のコスト面だけを見て慌てて海外に出るべきではないということなのでしょう。自動車以外にも、匠の技と先端技術が融合する製造ラインでノウハウを活かせる産業には国内に立地しても十分対抗できる事業が少なからずあるはず。また、超先端の研究開発でも、市販品をつくるラインからフィードバックされる改良情報は極めて重要です。研究室だけがボツンとあるのではなく、製造ラインとそろって初めて研究開発が進み、技術が洗練される。そういう事業も日本に製造拠点を置いて十分太刀打ちできるはず。そして、そのような技術を「知財武装」、つまり知的財産権でしっかりガードしていく。その展開があれば、日本の製造業はいよいよ力強く復活するものと確信しています。

基礎研究と応用の連携ということで、「知財立国宣言」でも提唱された産学連携の研究開発システム改革も重要です。

甘利 世界に打ち克つ発明を生むためには、基本特許のもとになる技術シーズが存在する大学などと、実施部隊である民間企業が密に連携を図らなければなりません。ところが、そこに国家公務員倫理法⁴などという囊に懲りて膺を吹くがごとき法律ができてしまい、国家公務

資料 知財立国宣言 - 知的創造スパイラルによる日本の再生を目指して -
～ 自由民主党知的財産関連合同会議提言 ～ (要約 / 平成14年5月)

- 1 知的財産を意欲的に生み出す環境
(1) 科学技術基本計画の的確な推進
(2) 産学官連携等研究開発システムの改革
(3) 企業の知的財産活動に関わる改革
- 2 迅速かつ的確な権利登録と強固な保護
(1) 迅速かつ的確な権利登録
(2) 強固な保護
- 3 商品化・製品化を通じた活用と社会への還元
(1) 企業の戦略的対応
(2) 知的財産の流通の促進
(3) 知的財産権の証券化への試行
(4) 知的財産のデイスクリージャー
- 4 知的創造スパイラルを支える人材基盤
(1) 国民意識の改革
(2) 知的財産関連専門人材の育成
- 5 知的財産戦略大綱の策定と知的財産基本法の制定



出所：甘利明氏ホームページ <http://www.amari-akira.com/chizai.html>

員たる国立大学の研究者の間に、民間の人間と接触できないというような雰囲気まで生まれてしまった。野党の方々が「政官業の癒着構造」と言うのは分かるが、本来意図するところを離れて、「政官業の連携」まで委縮させている。そのようなことで、わが国の発展を疎外してはならない、ということから、当時、私は皮肉を込めて、「癒着のすすめ」ということを言い続けていました。

そこを突破するのが、今回の独立行政法人⁵です。この4月、国立大学が独立行政法人に移行し、大学の先生が国家公務員でなくなりました。これが大いなる覚醒につながるはず。公務員としての軛から解放された、民間企業との行き来も自由になった研究者が象牙の塔を飛び出し、自らの研究成果を実社会に活かしていこうとの意識を持たれ、その結果、研究室から製品や商品、ベンチャーが続々と誕生することを大いに期待しています。

大学における職務発明制度の課題には、どのようなことがあるとお考えですか。

甘利 要は、その仕組みによって研究者のモチベーションが高まり、さらなる研究成果が生まれるためにどうすべきか、そのように下流から上流に考えていけば

よいでしょう。その際、気を付けなければならないことが一つあります。基礎研究の維持です。利益を生む研究という流れが一気に加速していく中、ものになるまで、数十年かかるかもしれないような地道な基礎研究をいかにして継続するのか。米国の1990年代の躍進もまさに、そのような基礎研究が結実したものです。今後、日本でその部分をどのようにしていくか。経済効率だけ見れば、すぐに芽の出ない研究を低く評価し、浪費として切り捨てかねません。価値ある基礎研究を根気よく継続できる環境をいかに構築するか、今、それが大きな課題として浮上りつつあり、それについては私も、可能な限り尽力してまいりたいと思っています。

自由民主党筆頭副幹事長 / 衆議院議員
甘利 明(あまりあきら)

1949年神奈川県生まれ。1972年慶應義塾大学法学部政治学科卒業。1983年衆議院初当選。1986年衆議院・外務、商工各委員会筆頭理事。1989年通産政務次官。1990年衆議院商工委員会筆頭理事。1991年衆議院運営委員会理事。1992年自民党政調審議委員。1993年党商工部会長。1995年衆議院商工常任委員長。1996年自民党政務調査会副会長。1997年中心市街地活性化調査会事務総長、自民党副幹事長、財政構造改革推進特別委員会理事。1998年労働大臣。2000年自民党財務委員長、自民党中小企業調査会会長。2001年自民党筆頭副幹事長(現職)。2003年自民党神奈川県支部連合会会長(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

4 国家公務員倫理法：平成11年8月13日公布。平成12年4月1日施行。国家公務員が遵守すべき職務にかかる倫理原則について定めた法律。

5 独立行政法人：行政効率向上のために省庁の事業実施部門を企画立案部門から分離独立させた法人で、人事・運営内容などに関する裁量権を有する。

